

信用金庫電子決済等代行業者等に求める事項の基準

当金庫が連携・協働する信用金庫電子決済等代行業者等に求める事項の基準は、以下のとおりです。
当金庫は、これを変更する場合には、ホームページ掲載等で公表することによりお知らせします。

1. 対象事業者

- ・信用金庫電子決済等代行業を営む上で適切な事業者であり、登録取り消しのおそれがあると判断すべき事由が認められないこと。
- ・公序良俗に反する事業等を営んでいないこと。
- ・反社会的勢力その他これに準ずる者でないこと。

2. 経営と財務の状況

- ・健全で透明性のある経営を行っていること。
- ・審査時点において財務の状況が事故発生時における利用者への補償対応を含みサービス提供を行うために十分であり、今後も健全な財務状態が維持されると見込まれること。

3. サービスの内容

- ・利用者利便の向上に資すること。
- ・当金庫が提供するサービスの向上に資すること。
- ・当金庫および当金庫のお客さまの利益に反しないものであること。

4. 法令等遵守体制・組織体制

- ・実効性のある内部管理体制や法令等遵守体制が整備された事業者であること。
- ・ガバナンスが効いた組織体制や人的体制が整備された事業者であること。

5. セキュリティ体制以下の項目の措置が講じられた事業者であること。

- ・情報、セキュリティ管理体制
- ・API 接続先の協力体制
- ・コンピュータ設備管理
- ・オフィス設備管理
- ・システム開発・運用管理
- ・サービスシステムのセキュリティ機能
- ・API セキュリティ機能
- ・API 利用セキュリティ

6. 利用者情報の保護に係る体制

- ・利用者に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行うべき措置が講じられた事業者であること。

7. 利用者保護・サポート体制

- ・利用者への情報提供、問い合わせ等への対応、補償対応その他の利用者保護が図られた事業者であること。

8. 外部委託先等管理体制

- ・事業者が提供するサービスにおける外部委託先および信用金庫電子決済等代行業再委託者（信用金庫法施行規則第 99 条の 4 第 2 項に定める者）の管理の体制が適切に整備された事業者であること。

※ 各基準の適合性の判定にあたっては、信用金庫電子決済等代行業者等の規模、提供するサービスの内容、取り扱う情報の重要度等を踏まえるものとします。また、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）が策定した「API 接続チェックリスト」を参照し、判断します。

以上